

千葉県情報公開推進会議の活動実績について

(平成19年7月7日～平成21年7月6日まで)

1 会議（全体会）開催の状況

情報公開推進会議では、情報公開制度の運営の改善について調査審議するとともに、開示請求者等からの苦情の処理結果の報告などを行っている。

(1) 平成19年度第2回会議（8月2日）では、委嘱状の交付後、会長の選出、部会の委員の指名等が行われた。

また、今後の会議の進め方について、苦情処理に当たって、住民の代表委員にも参加してもらうこと等とされた。

(2) 第3回会議（2月7日）では、苦情処理調査部会が処理した7件の苦情処理結果等の報告の後、開示請求が条例第6条（開示請求権の濫用禁止）に反するとして開示請求を却下した件について報告があり、窓口対応のあり方として、知事に何らかの意見を述べるべきとされた。

また、平成18年度「情報公開制度・個人情報保護制度年次報告書」について報告があり、質疑があった。

(3) 平成20年度第1回会議（8月26日）では、苦情処理調査部会が処理した2件の苦情処理結果等の報告の後、「千葉県情報公開推進会議における最近の動向からの提言」について、提言の内容及び対応状況について報告があり、質疑があった。

また、平成19年度の情報公開制度の運用状況について報告があり、質疑があった。

(4) 第2回会議（3月12日）では、苦情処理調査部会が処理した13件の苦情処理結果等の報告の後、平成19年度「情報公開制度・個人情報保護制度年次報告書」について報告があり、質疑があった。

2 主な検討内容

(1) 住民の代表委員の苦情処理への参加

<概要>

平成19年度第2回情報公開推進会議（8月2日）で、苦情処理調査部会に、部会を構成する委員以外の住民の代表者委員にも参加いただく方向で議論がなされた。

平成19年度第2回苦情処理調査部会（8月31日）で、部会としての今後の苦情処理の方針が決定され、苦情処理に参加してもらう委員について、下記のとおり選任・運営されることとなった。

ア 原則は推進会議の名簿順に、部会に参加する旨事前に回答があった委員を選任する。

イ 参加いただく委員は苦情処理調査部会を構成する委員ではなく、推進会議の委員として調査に関与する。

ウ 住民の代表者等委員の意見は尊重するが、最終的な議決・判断は苦情処理調査部会が行う。

エ 選任は苦情処理調査部会長が案件ごとに行う。案件によっては複数名選任する場合や選任しない場合もある。

(2) 支障事案について 権利濫用案件

<概要>

実施機関から、情報公開制度の円滑な運営に支障があると考えられる事案について、情報公開推進会議に報告されたため、その対応策を検討した。

事案は、開示請求権の濫用に当たるとして開示請求を却下した件である。

実施機関では、対象文書が大量であるため、請求書提出時に口頭で請求対象の行政文書の絞込みを依頼したが応じてもらえず、その後、行政文書目録等を添付の上、絞込みを文書で依頼したが回答は得られなかった。請求当日の開示請求者が口頭で行った請求趣旨の説明や上記絞込み等の経緯を踏まえて、請求対象の行政文書が著しく大量であって、請求に応じることによる通常業務への影響は多大であり、また、過去の請求事例などと比較すると、適正な権利の行使に当たらないと判断し、開示請求を却下したというものである。

会議では、処分自体はやむを得なかったものであるが、窓口対応について改善すべきである旨知事に申し入れることとなった。

(3) 千葉県情報公開推進会議における最近の動向からの提言について

<概要>

平成20年2月7日に開催された平成19年度第3回情報公開推進会議における苦情の申出、開示請求却下決定等の報告を踏まえて、会長及び苦情処理調査部会長の連名で知事に対して提言書が提出された。

<提言の内容>

ア 開示請求及び苦情の申出について

苦情の申出及び開示請求を繰り返す人物の考え・主張をきちんと聞く等し、県の行政遂行に理解を求める方法について検討する必要がある。

イ 窓口対応マニュアルの見直し

窓口での対応を巡ってトラブルが発生しかねないので、窓口での対応マニュアルを再度見直し、トラブルを未然に防ぐこと。

ウ 濫用的請求を理由とする開示請求却下決定について

濫用的請求を理由とする却下は、仮になされるとしても極めて例外的になされるものでなければならない。また、県民の情報公開制度に対する誤解や不満を事前に防止し、制度の趣旨・運用について理解を求めること。

<提言に対する対応>

ア 苦情の申出及び開示請求を繰り返す人物から、苦情処理調査部会が、県行政特に情報公開制度に対する意見を直接聞くべく照会したところ、文書により「情報公開とは、不正の抑制のためのものと思っています」との回答があり、苦情を繰り返す意図が確認できたとして、再度の照会等を行わない旨を確認した。

イ 職員一人ひとりが、制度をよく理解し的確な運用が図れるよう、「県職員のための情報公開事務マニュアル」を作成した。

ウ 県民に対し苦情の申出制度等の周知を図り、不要なトラブルを未然に防止するため、職員に対する説明会を実施した。

3 苦情処理の状況

苦情処理制度は、情報公開推進委員会の提言で、「本県の情報公開制度の円滑な運用の阻害要因となっている大量の異議申立ての堆積等の問題は、制度的な問題よりも開示請求事案の処理における運用面での対応や、窓口対応における開示請求者と実施機関との意思疎通の不足等からトラブルに発展した結果と見ることもできる。」との指摘を受けたことなどから設けられたものである。

苦情処理については、推進会議の委員の中から法律的知識及び紛争処理に係る専門的知識を有する3名の委員で構成される「苦情処理調査部会」が担当し、検討の結果、関係する実施機関等の対応に問題があったと認めるときは、実施機関等に対し、問題点を指摘し、是正に関する意見を通知することとしている。

なお、平成19年度第2回情報公開推進会議（8月2日）における議論を受け、平成19年度第2回苦情処理調査部会（8月31日）において、部会としての今後の苦情処理の方針が決定され、部会を構成する委員以外の推進会議委員も調査に参加することとなった。

平成19年度の苦情の申出は16件（処理済16件）、平成20年度については、25件（処理済25件）、平成21年度は、7月31日現在2件の申出があり、現在処理中である。

平成19年度の苦情処理調査結果としては、

- ア 実施機関に是正を求めた事案（1件）
- イ 実施機関の対応に不適切な点がなかった事案（12件）
- ウ 行政不服審査法など他制度により処理されるべき事案（2件）
- エ 取下げられた事案（1件）

平成20年度については、

- ア 実施機関に是正を求めた事案（6件）
- イ 実施機関の対応に不適切な点がなかった事案（18件）
- ウ 報告事案として平成20年度第1回推進会議で報告された事案（1件）

などとなっている。

